

# 米国の税制・年金改革から考える

森信茂樹

# 米国の税制改革

- 背景

- 貯蓄・資本不足経済への対応
  - 所得税の機能不全

- 目的

- 経済効率を高める税制(経済成長)
  - 簡素で公平な税制

# 現行税制の問題点

- 貯蓄・投資を阻害
- 複雑で高いコンプライアンスコスト  
コストは、個人で1000億ドル、事業者で  
200 - 500億ドル  
タックスシェルターの蔓延と公平性の問題

# 消費課税の種類

	貯蓄額	10年後 の貯蓄総 額	10年間 の税額	10年後 の税引き 後手取り
A(貯蓄時 非課税、引 出し時課税)	100	163 $100 \times (1 + 0.05)^5$	33	130
B(貯蓄時課 税、引出し 時非課税)	80	130 $80 \times (1 + 0.05)^5$	非課税	130
C(すべて課 税)	80	126	8	118

(注) 利回り5%、税率20%

# 消費課税の種類

(1) 消費

(2) = 所得 - 貯蓄

(3) = 賃金 + 利子 + 利潤 + 減価償却 - 設備投資

(1) 消費税、VAT

(2) 支出税、貯蓄非課税

(3) フラットタックス、消費型付加価値税、外形標準課税

(減価償却の取り扱いを変えれば、C B I T , 所得型付加価値税)

# 簡索性

- 所得税はなぜ複雑になるのか
- 資本所得への課税ー実現時までの課税繰り延べ、
- タックスシェルター
  - 加速度償却、利子控除、LLC(ハイブリッドエンティティー)、
- 対応策ーARルール、PALルール、ディスクロージャー、登録、ペナルティー、プロモーター
- 実額控除ー低い概算控除と源泉徴収 = 自主申告
- enforceabilityという視点

# 公平性—所得税の(垂直的)公平性への異論

- ・消費するものは一度だけしか課税されないが、貯蓄するものは二度課税される(J・S・ミル)
- ・社会に貢献するときに課税するより社会からくみ出すときに課税するほうが公平(カルドア)
- ・経済力とは、長期的に消費を維持する能力(ミード報告)
- ・消費への課税は生涯の税負担を平準化する(米財務省97年ブループリント)

# 経済効率性

- 貯蓄インセンティブの向上(ただし、所得効果と代替効果)
- 二重課税の排除－米国では二重課税の調整なし
- 間接金融と直接金融との中立性
- 投資の即時損金算入と投資促進



# ブッシュ政権における「社会保障年金委員会」報告

- 長期の年金財政問題に対処するため、ブッシュ大統領は超党派メンバーによる委員会を設置し、2001年12月21日に最終報告として3つの改革案が提案された。

## 大統領の示した原則

- 現在の受給者及びまもなく受給者となる者の給付は変更しないこと。
- 社会保障税率の引き上げを行わないこと。
- 社会保障年金の積立金を株式市場で運用しないこと。
- 障害年金、遺族年金の給付内容を維持すること。
- 社会保障セーフティネットを増加させる任意の個人退職勘定を含む改革案であること。

# 米国年金制度

- 社会保障制度 (Old-Age, Survivors, Disabled, Health Insurance = OASDHI) とよばれ、1935年の社会保障法に基づいて創設された。財源は、毎月給与から源泉徴収される社会保障税で、税率は12.4%、労使半々で負担するので本人負担分は6.2%となる。負担には上限がある(2002年度で84,900ドル)。平均給付水準は、月額17万円前後。
- 公的年金の規模を抑制し、他方で企業年金や個人年金等個人の自助努力の支援に国民の税金を使うという政策が、2大政党の下で、国民の選択としてとられている。
- 財政方式として賦課方式がとられ、現在のところ収入のほうが給付よりも上回っているが、7600万人に上るベビーブーマーの給付が始まる2008年ごろから財源が悪化し、議会予算局(CBO)の予測によれば、2019年には、給付額が社会保障税収額を上回って年金財政は赤字に転落、現行のままだと、2042年から2052年ごろにかけて財源が破綻(はたん)してしまうという。
- このような財政悪化に対してブッシュ大統領は、社会保険税率の引き上げは行わず、高所得者を中心とする給付抑制政策を表明している。また、社会保険税の上限を緩和するという、高所得者層に対する実質的な負担の増加策も、今後の議会との交渉に備えて温存されているといわれている。いずれにしても、将来の財政破綻を避けるためには、給付の削減か負担の増加か、この組み合わせしかない。

# 移行期の問題

- 大統領側の主張

「移行期にファイナンスの問題が生じる根本的な原因は、公的年金に巨額の未積立債務が存在しているためである。個人勘定への変更に伴って、その部分が国債発行として顕在化するにすぎない。未積立債務の存在は、既に市場も織り込み済みである。また、改革により年金制度の不確実性が減少する効果もあり、国債発行による金利への影響は限定的である」

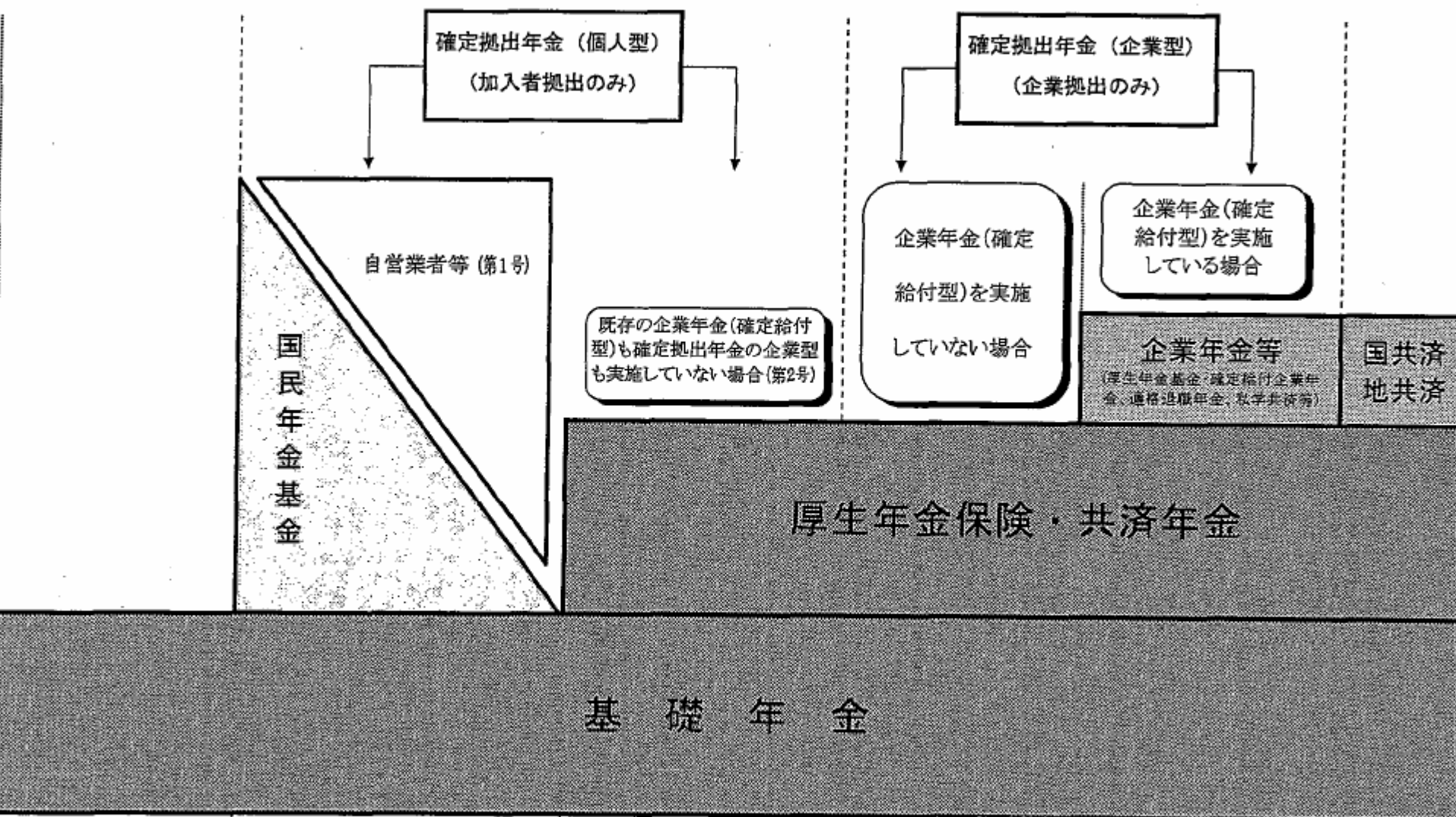
「積立制度への移行は、国債発行と同額が個人勘定への積立として貯蓄増になるので、国民経済上の貯蓄は一定で、金利への影響はない」

- 反論

「潜在的な債務の存在と、実際に巨額の国債が発行されることは異なるので、金利上昇が生じる」

- ・ この問題は、経済・金融問題であると同時に、市場のパーセプションの問題でもあり、ブッシュ政権の公的年金改革の完成度(国民からの支持、信頼できる将来計算等)の問題であるといえよう。

# 年金制度の概要



被用者の  
被扶養配偶者  
(サラリーマンの妻等)  
(第3号被保険者)

自営業者など  
(第1号被保険者)

被用者 (サラリーマン)  
(第2号被保険者)

# 公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較

個人所得税						
	公的年金		企業年金			
	日本	アメリカ	日本		アメリカ	
			厚生基金	適格年金	一般の企業年金	401K
拠出 段階 (被用者 負担分)	課税 なし	課税	課税 なし	課税 (注1)	課税	課税 なし
給付 段階 (注2)	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	課税	課税
	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	実質課税 なし	課税

(注1) 生命保険料控除あり。

(注2) 上段：運用益、下段：元本

(税制調査会資料を加工)

# 税制優遇(減収額の比較)

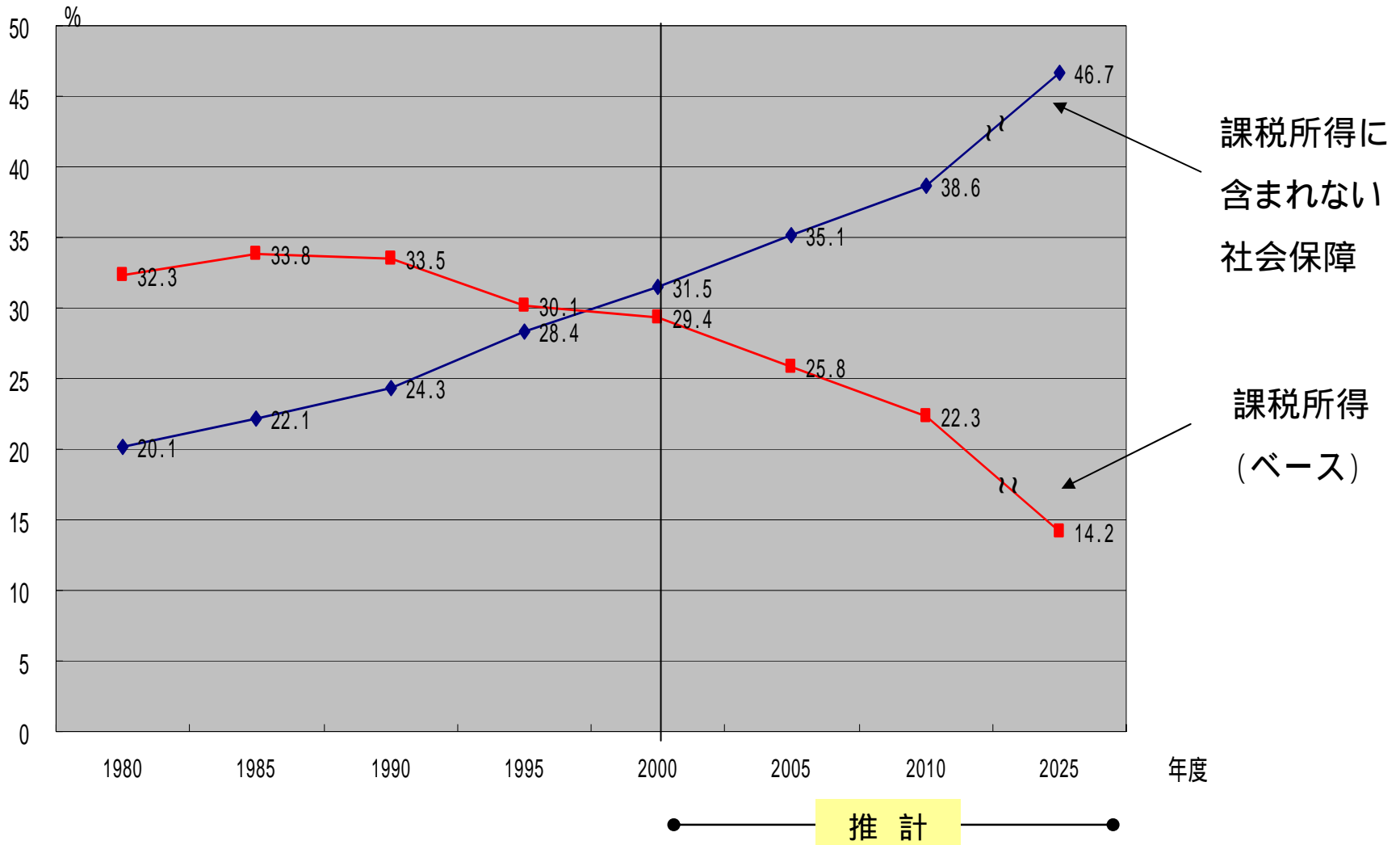
## 米国

- 401(k)等の所得控除－962億ドル
- IRAの所得控除－73億ドル
- キオプラン－94億ドル
- 公的年金控除－ (05‘)  
(社会保険税収6000億ドル)

## 日本

- ・社会保険料控除－2.9兆円
- ・公的年金等控除－1.3兆円
- ・生損保控除－0.26兆円  
(公的年金保険料33.9兆円、公費負担7.6兆円、  
H14‘)

# 課税ベースの将来推計



(注) 推計は、「21世紀に向けての社会保障」(有識者会議報告書、平成12年10月)をベースにした。  
(出典: 森信茂樹「わが国所得税課税ベースの研究」日本租税研究協会 2002.12)